

**令和 7 年度部活動地域移行促進のための地域クラブ活動支援
統括コーディネーター業務委託仕様書**

この仕様書は企画提案書作成用である。

企画提案競技後、埼玉県は委託候補者と協議を行い、競技が整った場合は仕様書を委託候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

令和 7 年度部活動地域移行促進のための地域クラブ活動支援統括コーディネーター業務委託仕様書

- 2 目的** 部活動地域移行に関する専門的知見を有する業者にコーディネーター業務を委託し、県や県内の地域スポーツ団体が行う部活動受け入れの取組に関する支援を実施することで、県内の部活動の地域移行を促進する。

3 委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 1 0 日まで

4 委託業務の内容

委託業務の内容は次のとおりとし、本仕様書の内容以外に効果的な方策や取組があれば、積極的に提案すること。（ただし、業務委託料内で実行可能なものに限る。）

委託業務を行う地域スポーツクラブ活動総括コーディネーターについては、国が進める部活動地域移行の方向性（令和 7 年 5 月 16 日「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめ）やスポーツ庁の実証事業（令和 7 年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業における実証事業）に精通した者としてすること。

（1）地域スポーツ団体を対象とした部活動地域移行に関する相談窓口の設置

受託者において、県が指定する地域スポーツ団体（20 団体）からの地域移行に係る問い合わせに対応する相談窓口を設置する。相談内容に対し、専門的見地から適宜助言・指導を行うこと。相談は原則オンラインとし、必要に応じ電話、電子メールによる相談にも対応すること。

（2）地域ミーティングへの参加

ア 1 2 月以降、県が開催する地域ミーティングに参加し、専門的見地による助言等の支援を行う。必要に応じて説明資料を作成すること。

イ 地域ミーティングの参加者は、県及び県が実証事業を採択している地域スポーツ団体のほか、県民、県・市町村教育委員会及び学校関係者等とする。開催に係る通知や日程調整、関係者への出席依頼等の事務は県が行う。

ウ 受託者の派遣回数・内容支援対象は 5 回程度とし、1 回につき 2 時間程度とする。なお、日程については、県と随時、調整して決定する。

エ 地域ミーティングへの参加方法は原則、オンラインとし、必要に応じて現地支援やメール等による支援を実施すること。

オ 地域スポーツ団体への支援に当たっては、県や市町村、団体の関係機関等と緊密に連携するものとし、必要に応じて支援内容の共有を図らなければならない。

(3) 県との打ち合わせ及び県への助言等支援

本業務の実施に当たっては、県の求めに応じて、県と綿密に打合せを行うとともに、県の指示に従い誠実に業務を進めるものとする。また、必要に応じて、県に対し専門的見地から助言等支援をすること。場所については県の指示に従うものとする（原則オンライン）。協議又は打合せの内容については、その都度、受託者が書面に記録し、相互に確認すること。

(4) 実証事業における事務手続きの補助

受託者は、県の指示に基づき、実証事業を行う上で必要となる以下の事務手続きの補助を行うこと。なお、執務場所は受託者の事業所内とする。

- ・実証事業を行う各団体から提出された成果報告書のとりまとめ
- ・県が行う実証事業の成果報告書の作成
- ・実証事業を行う各団体から提出された委託経費決算書（中間報告含む）のとりまとめ
- ・地域ミーティングにおける議題の企画提案
- ・地域ミーティングにおいて実施するアンケート調査の集計

また、上記にない事務手続きについては、県と協議の上実施すること。

5 委託業務の対象経費

本業務において認められる経費は次の経費のとおりとすること。

- ・コーディネーターに係る人件費、旅費

6 完了の報告

報告委託業務が完了したときは遅滞なく、業務委託実績報告書を県に提出すること。

7 留意事項

- (1) 業務を実施するに当たり、業務を統括する責任者を配置し、担当者等の人員配置等を明確にすること。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。また、仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。
- (3) 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、県と協議を行い、早急に改善策を検討すること。
- (4) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。

- (5) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 本事業の報告書に係る一切の権利は埼玉県に帰属するものとする。
- (9) 県が受託者を決定した後、委託契約を締結するに当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする